

とをお願い申し上げます。

次に、議題となりました騒音規制法案について、その提案の理由を御説明申し上げます。

戦後、わが国の産業経済の発展の成果として国民生活は目ざましい向上を見ることとなつたのであります。しかし、その反面、主要工業都市を中心として各種の公害の発生が国民の生活環境に予期せざる問題を投げかけているところであります。

これらの公害問題については、政府といたしましても、ばい煙等の規制、工場排水の規制等を中心に対策を進めてきているところであります。しかし、大気汚染、水質汚濁に次いで大きな社会問題となつて、騒音問題については、國の手による一元的な法律上の規制措置は講じられないまま、今日に至つたのであります。

政府としては、昨年、公害対策基本法を制定し、公害対策に関する基本的な考え方を示し、国民の健康と生活環境を守る立場に立つて、公害問題と積極的に取り組んでいくことを明らかにしたのであります。本法律案は、公害対策基本法の精神にのっとり、騒音問題に対処して、工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴つて発生する騒音についての規制措置を講ずることにより、生活環境の保全をはからんとするものであります。

以下、この法律案のおもな内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、工場及び事業場の騒音についてであります。市街地及びその周辺の地域を指定し、指定区域内に設置される著しい騒音を発生する工場及び事業場について、指定地域の土地の利用状況に応じて規制基準を定め、所要の規制を行なうこととしたのであります。そのため、これらの工場及び事業場における施設の設置について、事前に届け出制をとるほか、規制基準に適合しない騒音を発生することにより周辺の生活環境がそこなわれるときには、騒音防止の方法等に関する規定を認めることによります。

等の勧告あるいは命令を行なう等の措置をとることとしたのであります。

第二に、建設工事に関する規制についてであります。建設工事に対する規制についてであります。建設工事は、著しい騒音を発生する建設作業を対象に、指定地域のうち、住居の環境の良好である区域、病院、学校等の周辺で行なう場合に、事前届け出を行なわせるほか、一定の基準に適合しない騒音を発生することにより周辺の生活環境がそこなわれるときには、騒音の防止の方法等に関し改善等の勧告または命令を行なうことができるものとしたのであります。

第三に、騒音にかかる紛争についてであります。が、この種の紛争は解決に迅速を要し、また専門的知識を要することから、騒音による被害について民事上の紛争が生じた場合について、都道府県知事による和解の仲介の制度を設けることとし、騒音にかかる紛争の円滑適正な解決に資することとしているのであります。

第四に、飲食店営業等にかかる深夜騒音等については、地方公共団体が必要に応じ規制の措置を講ずるようしなければならない旨を定めるとともに、この法律と地方公共団体の騒音規制に関する条例との関係を明らかにすることといたしました。

なお、以上のはか、市町村長に対する事務委任について定めているほか、騒音規制の実効を期する見地から、騒音防止に関する國の援助、研究の推進等について規定をいたしております。

以上がこの法律案の提案理由であります。何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(松澤兼人君) 次に、両案につきましては衆議院において修正議決されておりますので、この際、両案に対する衆議院における修正点について、衆議院産業公害対策特別委員長から説明をして、衆議院産業公害対策特別委員長から説明をして、衆議院修正それぞれの趣旨について御説明申し上げ

ます。

國民の健康の保護と生活環境の保全を基本目的とする公害対策基本法の精神にのつとり、いすれも目的の項を修正したものであります。まず、大気汚染防止法案に対する修正は、公害対策基本法においてなされた修正と同様、第一条を二項に分け、第一項におきまして、まず國民の健康の保護と生活環境の保全が本法の基本目的であることを明らかにし、次いで、第二項におきまして、生活環境の保全については、産業の健全な発展との調和をはかる旨を規定したものであります。

次に、騒音規制法案に対する修正は、第一条に國民の健康の保護に資する旨を加えたものであります。以上であります。

○委員長(松澤兼人君) これより両案の質疑に入ります。両案に対し質疑のある方は順次御発言を願います。

○加藤シツエ君 厚生大臣に伺いたいと思いますが、この大気汚染防止法案と騒音規制法案の提出が、この大気汚染防止法案と騒音規制法案の提出に至るまでのいきさつ、つまり公害行政の一元化とともに、この法律と地方公共団体の騒音規制に関する条例との関係を明らかにすることといたしました。

なほ、以上のはか、市町村長に対する事務委任について定めているほか、騒音規制の実効を期する見地から、騒音防止に関する國の援助、研究の推進等について規定をいたしております。

以上がこの法律案の提案理由であります。何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(松澤兼人君) 次に、両案につきましては衆議院において修正議決されておりますので、この際、両案に対する衆議院における修正点について、衆議院産業公害対策特別委員長から説明をして、衆議院産業公害対策特別委員長から説明をして、衆議院修正それぞれの趣旨について御説明申し上げます。

動車排出ガス規制については運輸省、それから建設音発生施設の許可については建設省が、それぞれ自己の所管と規制の緩和を主張して譲らなかつた、こんなことも聞いておられます。結局のところ、最後は公害対策会議において政治的な話し合いの上、やつと四月の二十七日に国会提出の運びとなつた。本院特別委員会において基本法審議のおりに再三再四指摘しておいた公害行政の一元化、これに対して総理と関係大臣が「公害対策会議で十分」というふうに答えているにもかかわらず、現実は少しも改善されていない。提案がこのようにおくれた原因は、やはり中央の公害行政組織の欠陥にあると言えるのではないか。これは、この二つの法律の非常に基本的な問題に触れておられますので、その点について厚生大臣の御答弁を願いたいと思います。

○国務大臣(園田直君) 公害行政が社会構成の關係上各省にまたがつておつて、しかも実施上いろいろ不便であるから一元化せよということは、しばしばの機会において承つておつたところでございまして、そこでとりあえずは、いま御指摘の公害対策会議を開き、各省の大臣及び幹事会を開きまして、その幹事会には各省の事務当局が入つてやつておるわけでございますが、それでもなほ、法案の作成あるいはその他のことについていろいろ問題があることは、御指摘のとおりでございます。将来何とかして、この行政運営の面において支障なくやるのには、やはり一元化的方向にあります。そのため、それを公害対策会議でございまして、その他のことについて討議して、この法律案の内容は、ばい煙や騒音を発生する施設の設置について許可制を採用するなど、公害規制の強化に相当前進的な姿勢を示されたものでございまして、が、各省の事務担当者の会議において討議の結果、大幅に後退させられたというようなことを聞いております。すなわち、公害発生源に対する規制の権限について、各省間の意見の調整がつかないで、工場、事業場の許可については通産省、自ら御答弁をいたします。

○政府委員(武蔵野一郎君) ただいま厚生省の当

初原案よりも、いろいろな問題が後退もしくは難航したことについて、御指摘がございましたが、

その点について簡単に御説明申し上げます。

気汚染防止法の許可制の問題につきましては、通常省の工業立地適正化法、その他いろいろな土地利用規制など関連法案との関係上、立地問題が非常に關係しておるわけであります。したがいまして、この大気汚染につきましての許可制の問題は、政府部内で立地規制の観点からなお検討を要する。大気汚染防止法だけにおきます許可制の問題をさらに広い角度から検討してみる必要があると、こういうことで、許可制をあきらめたわけではありませんで、なお今後、ほかの法案との関連を考慮しておきたい、こういうようなことでござります。

それから、大気汚染防止法の中で燃料規制の問題がございましたが、この問題は直接的に法律で

燃料規制をやるということにつきましては、燃料の供給事情等の問題があることは通産当局から強く指摘されまして、この問題につきましては直接燃料規制をやるんじやなくて、自主的に燃料規制ができるような仕組みを今回の大気汚染防止法では考えておりまして、この点につきましては、後ほどまた、逐条のときに御説明申し上げたいと思ひます。

それから、あと自動車の問題につきまして、運輸省との関係を御指摘になりましたけれども、自動車の構造、設備等につきましては、従来から運輸省当局が長年の間やつておられまして、その点やはり運輸省のほうでおやりいただいたほうがより責任体制等がはつきりしておりますので、運輸当局でやつていただきと——ただ、まあ自動車の排気ガスをきめる場合に排出基準を厚生省と一緒にきめたらどうかというような御意見がありましたが、運輸省のほうでは厚生省の意見を十分尊重するというお話をございましたので、現在提出の法案のような形態になつておるわけでございまして、この点につきましては、衆議院の附帯

決議でもその旨を特に強調されている次第でござります。

それから、騒音関係につきましては、一部許可問題を取り上げておりましたけれども、この問題は現在の都道府県におきます条例等におきましても、すべてほとんど届け出制でございまして、この点は、改善命令あるいは事前の計画命令等につきまして十分なる担保が行なわれれば、それで十分であるというようなことで届け出制になりました次第でございます。

そのほか、新幹線の騒音問題とか交通関係の騒

音問題につきましては、新幹線の問題につきましては、技術的に、あるいは行政的におお検討を要する問題がございますので、運輸当局となお今後検討して、この法律へ盛り込むか、あるいは特別の立法をするか、あるいは既存の法律の範囲内においてこれが行なわれるかということについて、鋭意現在検討中でございます。

はたとえは騒音規制法等におきましては、地方に対しましてはすべて厚生省の窓口を通して行なうということに各省間で合意に達しておりますので、この点は御指摘の公害行政の一元化の線に沿ってこの法律が運用できると、かよう考へております。

ま御答弁を承っておりますと、問題の窓口が非常に広いために、一元化を具体的にやつしていくのになかなかむずかしい点があることはよくわかりますけれども、被害を受けております者の立場からいえば、これはどうしても一元化していただきなければ、安心して生活ができるような環境を求めている人々にとっては、どこへどう訴えてよいのか、もうこれは非常に多岐にわたって被害が迫ってくる。これをもう、とても一々追い回していくわけにはいかない。結局は疲れ果てて泣き寝入りというののが、今までの現状でございますから、これはどうしても一元化していただきたい。

ま伺いましたから、そのようにこれから了解いたしますけれども、今までの例によりますと、厚

生者というお役所は、たいへん失礼でございます。けれども、はなはだ力の弱いお役所でございまして、いつでもほかの産業を奨励するようなお役所の圧力に負けてしまふ。そのため、被書者はいつも泣き寝入りと、こういうわけでございます。

最近、園田厚生大臣が就任されましてからは、二、三の例でも厚生省の行政というものは非常に力のあるところを示してください。私たちも、特に婦人、子供を持つ親の立場に立ちましても、た

とえばサリードマイドの奇形児が生まれたという問題に対する厚生省の責任、おくればせながらこれもお認めになると。あるいは、いろいろよくない薬害についての取り扱いについても十分強力な行政措置をとろうとか、あるいはイタイイタ病などか、ああいうような病気の発生源についての審議が前国会でたびたび行なわれまして、現に参考人

た印象は、この際、厚生省がもう少しふんばってくだされば——明らかに被験者がもう現実に何年かにわたって、そこに出ているものに対しても、まだ答えるをあいまいにしているというような、たいへんに心細い状態でございましたが、まあ園田厚生大臣が大いにふんばつてくださつて、これはたいへんに感謝いたしております。厚生大臣、今

特に私、一つ問題点を出して厚生大臣に伺いたいのです。それでござりますと、騒音というものははつかみどころのないものでございますが、ことに騒音の公害なんかでござりますと、園田さんのような厚生大臣がおいでにならぬときは、私ども非常に懼もしいのですけれども、また他の大臣がおいでになつて、相變らずほのかの役所にみんな押されてしまつということにならぬんではないか。私は、それを非常に心配いたします。ですから、ただ口だけではなくて今度は権威を持つということにならなくちゃいけない。それでなければ公害問題は解決しないのでござります。

間の肉体にどんなふうに被害を及ぼすかということ、言つまむとして、

とがつかめない、そうしますと、言ひのかれなし
ようと思う者は、それは心理的な問題だ、精神的
な問題だというようなことで、何か肉体が傷ついて、そこから血でも流れるとか、何とかしなければ
ば——あるいは病氣で、お医者さんがこういふ病
気にかかつたというような診断を下さなければ、
被害が及ばないのだというようなこの見方、これ
は非常に間違っていると思います。公害の多くの
ものは、これは心理的であり、精神的な被害でござ
ります。

さいます。それが人間の生活にとって非常に重大な問題であって、その問題を形がないからというふうな言いのがれをする、こういうようなところに、今までの大きな欠陥があるわけでございます。これは厚生大臣、そういうような言いのがれが、いままであったということに対し、いろいろの被害は精神的、心理的なものでも、これは非

常に重大だということについて、厚生大臣はどういう御見解をお持ちになりますか。

に与える影響というものは、今後もっと深く掘り下げて検討しなければならないと、御指摘のところに考えております。

御指摘の点について若干お答えいたします。

諸君問題につきましては、ただいま大臣からも御答弁がありましたように、国民の生活環境に非常に重大な影響を与える問題でございます。自治省の調べでございましても、四十一年度の苦情處理の中に二万件ほどございますが、その中で騒音は七千六百件と、非常に多く第一位を占めておりまして、この問題がいかに国民の生活にいろいろの問題を与えていたかということにつきまして

す。この件数を見てもわかるわけでございまして、情苦処理の一元化につきましては現在、政府内部または中央公害対策審議会等で紛争処理並びに救濟問題の検討を進めておりますので、そういう点の中でもひとつ苦情処理の一元化、窓口の一元化ということにつきましては、法律上の問題としても解決したいと思っておりますし、現在の地方公共団体等でも、先生御指摘のとらい回しがないようにな、いろいろふうを重ねているようでございま

えなければならないので、こういうような問題は
つかめない問題であるが、とにかく人間が住むと
ころには、たとえ、そこに健康な人たちはかり住
んでいたとしても、やはり騒音というものは絶対
に防止しなければいけないという、こういう基準を
はつきり定めていただきたいと思うのでござい
ます。

産の健健は低落してしまう。これはもうたしかに被害なんでございます。そういうことに對しよつて、どういうふうに対処しようとお考えになつていらしゃるのか。そのところを伺いたいのです。

○加藤シヅエ君　いま厚生大臣に対しまして心理的な、精神的な問題を含めた被害ということを、私もっとと重要視していただきたいということを、私は何つてるのでござりますが、大臣の御答弁には、たとえば騒音は妊娠婦、赤ちゃんにたいへんな影響がある、こういうようなお答えなんでございますが、そこに妊娠婦とか、乳幼児とか、嬰児とかそういうような問題が出て、その人たちに被害があるというような見方は、これはやはり純粹な心理的、精神的な見方ぢやないとと思うのでございます。たとえば健康な人間でも、もう耐えられないようないやな、不愉快な騒音が自分の住居の周囲に絶えず起こっているというようなことは、その人の健全な精神をもむしばみ、その人を非常に精神的にいらいらさせてしまふ。社会に起こるいろいろな問題というものは、生活環境が悪いと

であつて、どうすることもできないであきらめる
というようなことで終わつてはならないわけござ
いません。これに対しましては、いま私ここで問
題を提起したいのは、これからやろうとする山陽
新幹線でござります。これは、もつとスピードが
早いといふようなことを聞いておりますので、そ
の騒音とか何とかいうものはもつともひとつひど
いじゃないか。そうなりましたら、その沿線の住
民の方たちは「一体どうしたらいいか」。この工事
が急がれております尼崎、伊丹、西宮など、こう
いうところは、今まで住宅地域としてはまあ世
間の人があらやむような、日本としては一番いい
住宅地域でございました。そこに今度新幹線の工
事が始まるということになりますと、これはもう廣
く財産にたいへんな、えらい被害を受けて、そこ
住民たちは逃げるに逃げる場所もない、自分の財

はうが間に合わないから、とりあえず、これは今後の検討する問題として残して、そしてともかく提案しよう。こういうことにしておるわけでございまして、いまの高速道路、新幹線については今后の大きな問題として、早急に検討して別個の法律案でお願いするか、あるいはこれに追加するか、こういうことを考えておるわけでございます。

○加藤シヅエ君 これは運輸省に關係のある問題でござりますので、運輸当局としてはどんなふうに考えていらっしゃるのか。ことに、その被害の及ぶ距離でござりますけれども、それは沿線からどのくらいの範囲を被害の及ぶ範囲としてお扱いにならうとしていらっしゃるのか。その辺も伺いたいのですがござります。

○説明員(内村信行君) 東海道新幹線につきまし

これは技術的な改良をもつとしたしまして、従来の新幹線よりもっと上回って騒音の防止ができるよう、たとえば鉛筆たをなくしてコンクリートの道床にしてまいるとか、あるいは必要なところにゴムのバッキンガをしてまいるとか、あるいは防音壁をつくるとか、あるいはスカートだけではなくて、下の機器を全部包んでしまうとかいうようなボディ・マウント方式というようなものを使おうとか、そういうようなことについていろいろ研究を進めておるわけでございます。それで、そういうふうなことをやつても、なお音が出たらどうするのかという問題も、あるいはあるかと思いますけれども、その点につきましては、先ほど厚生省のほうから御説明がございましたように、いろいろな補償問題その他また非常に金がかかってまいります。そういたしますと、国鉄財政からど

えなければならぬので、こういうような問題はいつかめない問題であるが、とにかく人間が住むところには、たとえ、そこに健康な人たちばかり生んでいたとしても、やはり騒音というものは絶対に防止しなければいけないという、こういう基準をはつきり定めていただきたいと思うのでござります。

それから、その次に、私いま申し上げたいと申しますのは、東海道新幹線がもうできてしまいましたけれども、そのときには新幹線のスピードの問題や何かに、みんな目を奪われてしまいまして、その沿線の住民がどんな被害を受けるかといふようなことは、ほとんど表の問題に出ないで新幹線はできてしましました。まあ新幹線が非常な成功であったことは、だれも認めておりますけれども、そのそばの沿線の住民の方たちがその騒音、電波障害などで非常に困つていらっしゃるわけです。また沿線の学校なんかでも列車が通るときには、もうほとんど授業ができないような事情で、しかもこれは、もう非常にひんぱんに、絶え毎日毎日起こつておることでございますから、そしに影響といふものはここへんに大きなもの

座の価値は低落してしまう。これはもうたしかに、な被害なんでござります。そういうことに對処しようとお考えになつて、どういふうに対処しようとお考えになつていらしゃるのか。そのところを伺いたいのです。

○國務大臣(國田直君) 騒音が人間の健康に及ぼす心理的、精神的な影響については、私も全く同様に考えておりまして、妊娠中の母親と乳幼児のことを見上げましたのは、特にという意味でござりますから、御了解を願いたいと思います。

なお、ただいま言われました新幹線、それからもう一つは高速道路、この騒音の問題がありますが、これは当初お願いをしまする騒音規制の法律案の中にわれわれは考えておつたのでござりまするが、この高速道路と新幹線問題については、各省の意見が合わなくてこれを取りやめたわけではなくて、各省ともその必要性を認識しておりますが、これに緩衝地帯をどうつくるか、あるいはどういうふうに用地を買収していくか、あるいは付近に居住している方々の賠償請求をどう処理するかといふ問題で、非常に問題が大きいものでございますから、これは各省とも意見が対立したわけではなくて、それをやつておると一段の騒音の

て、今回の法律に盛り込まれなかつたことにござりますし、先ほど厚生大臣から御説明のとおりでござりますが、かと申しまして私どもといたしまして、新幹線の騒音問題ということを全然考へないわけでは毛頭ございません。從来からも、設計の当初から、あるいはロングレールというものを採用するとか、あるいは駆動する歯車の音を下げようとか、あるいは長いスカートをはかせまして周囲に騒音を及ぼさない、あるいは床下の機器の騒音を防止するとか、あるいは市街地、学校、こうしたところの騒音を防止するために防音壁をつくらるとかあるいは変電所に防音構造をとるとか、あるいは工事上の音がしないように低圧の配線を使ふとか、いろいろな騒音対策を実施してまいつたのでございまして、こういうようなことをやつてみたわけでございますが、しかし実際に新幹線が始まってから御指摘のようにいろいろな騒音問題がやはり出てまいるということで、こういうことも、いふべきでございますが、しかしながら、山陽新幹線といふものが今度予定されておりますが、それにつきましても先生御指摘のように、いろいろな騒音とかもは問題になりますので、こ

の程度負担するかという問題もございます。それから騒音の性質に対する技術的な解明、あるいは技術的にどの程度防げるか、こういった問題もござりますので、そういう点につきましては厚生省当局と十分連絡を密にいたしまして、研究いたしまして必要な措置をとつてまいりたい、このよう

ございましたように、都市内の問題でございますと、都市計画としても十分検討いたしまして、運輸省と相談しながらそういうふうな措置がとれますものはどういう措置を検討したい、こういうふうに考えております。

働き手が病氣で倒れていれば困るわけでござい
す。その被害といふものは非常に深く広いもの
である。この救済について、いまどういうよ
うなことを考えていらっしゃるか。また、今国会にそ
れを出なかつたのはどういう理由であつ
か。それを御説明願います。

並行して検討し準備をいたしております。その私
の考えておりまする大体の内容というものは、ま
ず第一は、公正取引委員のような權威のある、し
かも公平でいかなるものからも干渉されないよう
な委員会をつくりまして、その委員会が紛争の処
理をやるという、これを基本にして考えておりま

いたします。
なおこの問題は運輸省、建設省で十分に考えていいただかなければならぬ問題だと思いますので、さらに深く検討してくださいますようにお願いをいたします。

○國務大臣(鶴田直君) 基本法に基づく公害規制の法律でいまお願ひしましたのは二つでございましたが、このほかに、通産省が考えられておりました工業立地の規制、これは今国会に出すようにて

して、その基金は、公審ができますから紛争の
処理の決定を待つのには、やはりこれは大事な問
題でありますから早急にやらなければならぬ
が、また一面には、慎重に公平に資料等を集め

いう地域として国鉄に買収上げてもらいたい、この
いう考えを持つていらっしゃるのでされども、なかなか料費や何か相当広範囲な面積でございま
すから、相當な大きな予算をとらなければならぬ
い。それがまあできないかもしれないというよう
ないまの御答弁でございますけれども、こういう
ような場合には建設省とも相談して、都市計画と
か区画整理とか、そういうものの名目で解決すべ

次は公害、これはやはり厚生大臣に伺う問題だと思いますが、公害の紛争処理及び被害救済法というものの御提出はどういうような御準備をなさつていらっしゃるのでありますか。前回の通常国会で、公害対策基本法の御説明の中で、厚生大臣も総理も、次期通常国会には救済法案を提出するという御答弁があつたわけですが、いまだにこれを見送つていらっしゃる。これはどういう

係各省の意見がとうとう調整できずに、今国会は間に合いませんでしたが、これは早急に提案されるものと考えます。

次には経済企画庁が所管しております水質の保全、これは私のほうでも協力をして、水の、河川における毒性その他の資料等の収集も終わりましたので、これも早く出していただきたいと考えて

る。そのためには若干の年月を要することは申すまでもないと思いますので、その年月の間被害者がいまのまま放置されることはたいへんなことでありますから、とりあえずその基金の中からやりくりをして、あとでそれぞれの所掌に基づいて、賠償すべきものは賠償する、補償すべきものは補償するというような線で大体考えております。早急に——これは逃げことばではなくて早急

きではないかというふうに私どもは思つてございます。そういうことに対しても、建設省や何かと何か御相談なさつていらつしやるかどうか。建設省はまた他にどんなお考えを持つつていちらしやるのか、それも伺えましたら聞かせていただきたいと思います。

理由でございますか、あるいは方々の御意見の調査ができないなかったのかどうか。こういうような問題について伺いたいのですがございますが、この救済の問題はいつも非常に手おくれでございまして、現に原爆の被災者に対しましてのその取り扱いでも、あまりにもみじめであるので、諸外国の人たちが、原爆の平和都市を建設された広島に来られたときにも、原爆の被災者の方々の病院をお見舞いする、それはもうまるで貧民扱いをされたような扱いであって、これが國内外の議論の及ぶ

次に、いま御指摘の紛争の処理及び救済、これは一番大事な問題でございまして、当初から進捗しておったのでございまして、まず第一には財政上の問題がございます。救済の基金の問題、これが本年度予算には入っておりますが、この法律案が提案されて成立をすれば財政当局はいつでも準備をするということで、財政上の問題は大体はどうつきました。ところが、一つには、これは私のほうの責任もありまして、専務七二二まで手渡

にやりたい、現実に準備を進めております。
○加藤シツエ君　いまの厚生大臣の御答弁によりますお考えは、私も非常にけつこうなお考えだと
思います。ことに公正取引委員会のような権威のある、どうしてどこからも影響を受けないような
一つの委員会を発足させて、それにやらせるとい
うことは公正を期するため、また役所に気がね
をしなくていいというような意味で、こういうよ
うなお考え方は、私はたいへんけつこうだと思
います。とにかく厚生省が、一つの問題によつて、

団体等とも十分連絡をいたしまして、都市計画の一環としてある部分についてやつていただくといふような方法でいろいろ折衝を進めております。そこで、建設省当局に対しましても、この点につきましては前向きの姿勢で考えていただきたいというふうに考えております。

うふうな話も、私は広島の市長から聞いておりま
す。こういうふうに、この被害者といふものは非
常に弱くて、そしてもう圧力団体をつくって陳情
するわけにもいかないような状態になつてゐる。
こういうふうな被害者、これが公書のあらゆる面
で起きてくるわけでございます。四日市なんかで
非常に困つていらっしゃつて、これは地方自治

との関係も、なかなか大筋においてまとまらなかつたことも生じております。それから各自各の問題でありますから、早急に準備をして、できるだけ早い機会に出したいと引き続き検討、準備いたしております。なお急ぐ問題でありますから

○説明員(角田正經君) ただいまの御質問でござりますが、直接担当でございませんのでつまびらかではございませんが、ただいま運輸省からお話を

団体の費用で治療のほうは当たるといふところまで前進されましたけれども、治療費だけもらっても、その方たちの生活が保障されなければ、結局

ら、公害審議会にも当初からお願いをし、その審議会の結論を待つておっては事務的におくれるおそれがありますから、厚生省としても、これと

がお持ちであるように、いま承りましたので、どうかそういう線で少しも早く救済、紛争処理、そうした問題についての法案を御提出くださるようになります。時間がまいましたので、私の質問はこれで終わります。

○小平芳平君 厚生大臣、いまのこの被害者救済基金、それからまた紛争処理の問題ですが、厚生省としてはもう四十三年度予算要求のときに具体的な案を立てたわけですね。それでもうこの参議院の産業公害及び交通対策特別委員会――当委員会でそのときの坊厚生大臣また政府側が具体的に説明しているわけです。これはもうその企業に八分の五を持たせる、それでその八分の五持てといつても、中小企業をどうするかとか、そういうような具体的な質問に対しても答弁をしているのです。それにもかかわらず、結局、新聞記事で見れば予算折衝の過程で大蔵省に削られたと、こういうわけでしょう。ですから、もしそうだとすれば、いま大臣が答弁なさったように早急にやります、早急にやりますだけでは済まされないと思うのです。

したのは、救済制度の基金の費用の分担制度の實合につきましての各省間のいろいろの意見のまとまりができなかつた、こういうことでございまます。

○小平芳平君 そういう問題がありはしないかと
いうことを、この当委員会で質問したのに對して、それはもう十分やつていけるという答弁をして
いるのですよ。

○政府委員(武藤琦一郎君) その点につきまし

私どもが考えました基金制度についての割合の問題についての各省間の意見がまとまらなかつたところを除いては、そのほか、たとえば保険制度でありますとか、あるいは事前の供託制度などをとるとか、あるいは初めから国から立てかえられたいをするとか、そういう私どものほうの基金制度に対する対応しますところの問題につきましては、いろいろ代案的な意見も出まして、そういう問題も含めながら、調整がつかなかつた、こういう事情でございまして、それから、四日市につきましては、國のほうよりす。

なが、先生の御指摘の教養制度の基本的な問題につきましては、先ほど来お話ししましたような問題がございましたので、本年度当初からはできませんでしたけれども、二千万の医療研究費補助金というものを計上いたしております、今回のイタイイタイ病につきましてもその中から支出いたしたい、かように考えておりまして、基本的な制度につきましては鋭意いま努力しておるところでございます。

○小平芳平君 これは大臣、前にも私が再三申し上げたことがあるわけですが、それはいまの政府

○小平芳平君　どなたが何と言つて反対したのですか。
には各省間の合意が見られなかつた、こういう事情でござります。

○政府委員(武藤琦一郎君)　関係各省とも、この制度自身をつくることにつきましては問題ではございませんけれども、やはり国の出す割合とか、あるいは企業が負担する割合の問題とか、あるいは地方公共団体が負担する割合の問題とか、そういう点が主として問題でございました。

補助金といいますか——補助金を出しておられますけれども、四日市全体としてどの程度今まで申したかにつきましては、後ほど調べまして御報告させていただきたいと思います。

○小平芳平君 そうではないですよ、私がお尋ねをしておる点は、国の問題はあとでいたしますから……。市が予算を組んで、認定した者に 대해서は何年も前からやっておるのであります。それを厚生省が知らないといいうのはおかしいですよ。

○政府委員(武藤琦一郎君) 四十年度から市が予算を組んでおるようございまして、大体四十年度から八百万から一千万程度の費用を組んでおこなうでござります。

○小平芳平君 ですから、そういうように一つの市でも八百万——一千万円という予算を組んでおさるを得なかつた現状がすでに昭和四十年、

るというそれを、第一に公害防止は考えなくてはいけないということは同じだと思うのです。しかしながら各省には、そう考えていない省があるから、まことにまらないものでしよう。そこで、そのことについてもつと具体的に御質問願いたいことと、それから

ら、発足できない。これは重大な問題だと思いませんか。
○政府委員(武藏埼一郎君)　ただいまの四日市(の)予算につきましても、四十三年度につきましては百万程度の國の費用を出しておりまして、國としても前向きに援助の制度を立てているわけでござります。

ければいけないと思うのですね。一四日市市すら
そういうような予算をつけて、毎年これを出して
いるのですから、現実にはおっておけないわけで
す。ですから、なるべく早く――なるべく早くで
はなくして、ひとつ、厚生大臣が具体的に前にも答
弁されていらっしゃるわけですから、より具体的
な答弁をし、お約束をし、ともに実現に向かって

いくといら姿勢でなければならないと思いますが、いかがですか。

○國務大臣(園田直君)　四日市に対する百万の金が前向きだと答えましたが、前向きでなくて申しわけ的であるというおしかりも、私はそのとおりであって、それを前向きと考へるか、申しわけ的と考えるかによつて、公審に対するわれわれの誠意がきまつてくると思ひますので、そのおしかりはそのまま受けておきます。

ス性の疾患であるというよう聞いておりますが、なお先生御指摘のような公害発生地区でござりますので、あるいはそういうようなことがあります。なんではないかというような疑いが一部になされまして、県当局は市当局と十分連絡をとりまして、現在そういう点についての解説をいたしておられます。

なお、本日の新聞でございましたか、東大の研究班は、これは純然たるウイルス性の疾患であることをうなづく報告と、二月二十九日は銀道、

○説明員(橋本道夫君)　はい。
○小平芳平君　もしそうでなければないようだ、
いま言われたように、地元に対しても、これは
これこういうわけだということを説明する必
があるわけですね。
それから次に、やはり去年の委員会のときに、
公書対策会議、あるいは公書対策審議会がまだな
きていたなかだったので、基本法はとっくに成立し
のに、これはいかにもおそいではないかといふ
ところあることです。まあ、これまでござま
して

に、環境基準といふものは、公害の総合的な政策の一の重要な指標でござりますので、早急に定めていきたい。しかしながら、それをきめるとともに、現在いろいろ排出基準等の規制がございましてから、この点についての規制の強化につとめてまいりたい、かようと考えております。

とも出したい——御指摘のとおり、委員会でもそ
うでござりますし、総理もことしの正月だったと思
いますか、伊勢で記者会見の際に、新聞にその
基金の割り当ての比率まで発表しておりますが、
そういう経緯とは別に、紛争の処理と救済が一番
大事だと思いましたので、できましたら本国会と
考えましたが、現実においては、私の責任におい
て間に合わなかつたわけでございますから、ぜひ
この法律案だけは——ほかの法律案のことともさる
ことながら、この法律案だけはぜひ次の機会にお
願いするという覚悟で準備を進めてまいります。
○小平芳平君 現に病氣をしているわけですか
ら、いまの大臣の御答弁が、私もぜひ実現すること
を期待いたします、病人に対しての救済ですか
ら。公害部長さんが言われたように話し合いがつ
かなかつた——いろいろそれは事情もあると思
ます。行政府としての事情もあると思いますが、

○小平芳平君 その県当局、市当局、あるいは東大、これについては私も、ほかのほうから知りませんでしたので、私がいま尋ねしているのは、厚生省としての対策——調査をされるならば、どういう具体的な調査をされるか。いかがでしよう。

○説明員(橋本道夫君) いま御質問のありました肝炎の件につきましては、防疫課のほうと連絡をとつておりますし、防疫課のほうから、肝炎につきましての調査の一切の資料を私どものほうへ受領いたしております。それから、現地の衛生課長が参りまして、防疫課のほうと私どものほうへ電話もいたしております。本人は防疫をやった専門家でございますし、公害のほうも十分やった人でござりますから、内容をいろいろ話しまして、この問題はウイルス性疾患だというようにはつきり申しております。

○政府委員(武藤琦一郎君) 基本法ができましたから、さうそく環境基準の専門家を動員いたしました。いま検討しておるところでござりますが、現在、SO₂につきまして審議会での最終的な検討が行なわれている状況でございます。

○小平芳平君 何ですか。

○政府委員(武藤琦一郎君) SO₂につきましての環境基準の検討は、審議会で最終的にいま検討が行なわれておる状況でござります。

○小平芳平君 環境基準についてSO₂は近く山のほかはどうですか。

○政府委員(武藤琦一郎君) 環境基準は、次には自動車の排ガスのCO等につきましても早急に制定したい、かように考えております。

○小平芳平君 公害対策といましても、環境基準と関連して、環境基準はできましたですか、環境基準。

基 制 は 出 境 行 が ま た に
によつて規制を受けるが受けないか、その点はどうですか。受けないなら、なぜ受けないか。
O政府委員(武藤琦一郎君) 飛行機の問題につきましては、昨年の国会で、飛行場周辺に関する特別立法がなされましたので、これにつきましては運輸省から御説明いただきます。
それから、新幹線の問題につきましても、先ほどからある御説明いたしましたように、将来の検討事項として、いま運輸、厚生両当局で検討しております。自動車騒音の問題につきましては、これは道路交通法等の指導強化、もしくは現在条例等で行なつております運転者に對します取り締まり規定等を活用して、自動車騒音については善処したいと、かように考えておりますので、この法律の施行と同時に、いわゆる工場騒音、建設騒音以外の騒音については条例等の指導をいろいろやっていきたい、かように考えております。

現に病気で悩んでいる人、現に医者にかかる人、その人のことを考えて推進していかなければならぬと考えます。

それからもう一つ、日永肝炎というのが四日市にありますね。これは三十七、八年から死亡七十八名ですか、これは現に病氣どころか、肝炎を起こして——どうしてこの地方だけ肝炎を起こして死ぬのだろう。こういう危機にさらされている。

な本また、きのう草地のはうから東人に次ぎて、
まして鑑別の調査について依頼したことにつきましては、
して、東人からウイルス性の疾患だとはっきりい
われたということをございまして、私自身も、き
のう四日市におりまして、そのことにつきましては、
現地で見聞をいたしております。
なお、この点につきましては、私どもも、こう
いう御心配のないよう、防疫課のほうと絶えず連絡を

かということの尺度がないわけでしょう。尺度なしに基本法ができた、関連する法律ができた。題は、この尺度がなければどうしようもないわですね。ですから、これはもう環境基準は、ほんの省に適應する必要はないわけですから――要するに生活、生命を守り、公害から人間を守るための基準ですから、これは基準法ができる

は、先ほど御説明申し上げましたので御理解いた
だきたいと思います。
それから、飛行場の騒音につきましては、先ほ
ど厚生省から御説明ございましたように、第五
十五特別国会におきまして、公共用飛行場周辺に
おける航空機騒音による障害の防止等に関する法
律、こういうのが成立いたしまして、それに基づ

○政府委員(武藤琦一郎君) 四日市の日永地区の問題でございますが、私どもとしては、現在県当局から受けております報告によりますと、ウイル

緒をとつて当たりたい、こういうふうに思つております。
○小平芳平君 要するに、公害ではないといふことですね。

う長くかかるつているわけですから、できばきと進めていくべきだと思ひますが、よろしいですか。

きまして特定飛行場における周辺の学校、病院等の防音工事でありますとか、そういうものを整備いたしますとか、あるいは学習、集会等の用に供する共同利用施設、こういったものに対する助

第十九部

成、それから飛行場の周辺の一定区域内の建物の移転補償、土地の買い取り、農業、漁業、といったものに航空機が与える障害に対する補償といふものをやつておるわけでござります。今後もその線に沿いまして、さらにそいつた対策を強化いたしまりたい、こういうふうに考えておられます。

それから、自動車でござりますけれども、自動車騒音につきましては、先ほど厚生省のほうから御説明ございましたよう、これは総合的にやつてまいらなければならないことでござりますけれども、さしあたり私どもといいたしましては、道路運送車両法というものがございますので、それに基づく保安基準の中でも、大体走行騒音といふ

〇小平芳平君　それは空港周辺については法律が
できた、あるいは新幹線については先ほど説明があつた。それは、こういう研究をしておるという
説明をしたでしよう、山陽新幹線の新しい建設について。いま私が尋ねている点は、国会でこうし
た騒音についての騒音規制法というものができる
わけでしょう、いま国会を通過すれば。騒音規制
法案が国会を通過して成立したということを聞けば、国民は騒音が減ると思って期待しているわけ
でしょう。これは、騒音は一つの音で何万人が直
接うるさいと思うことじやない。それは局地的で
しようけれども、局地的だけに耐えられないわけ
です。ですから、こうした規制法ができる。そこで、じやどくのくらい騒音が減るのだろう。そういう期待に対して、運輸省は、法律はもうとくに
できている、あるいは新幹線についてはこれから
研究するというだけじや、騒音が減るのだろうとい
ります。現実ではある程度それ以下の騒音が
発生しないというふうに考えます。なお、これも
今後さらに加速騒音の問題であるとか、高速騒音
の問題がありますので、そういった問題につきま
しても、技術的研究を進めて、しかるべき方法を
とりたいというふうに考えておるわけでございま
す。

○説明員(内村信行君) 新幹線騒音について、なぞこれから落としたかという御質問がまず第一でござりますが、それにつきましては、先ほど厚生大臣のほうからるる御説明がございましたように、この騒音の問題につきましては、なお環境基準の設定等も関連いたしまして、技術的、経済的理由による行政的にいろいろ詰めていかなければならぬ、なお検討すべき問題があるということでおさしあたり今回騒音規制法を早急に上程するため、一応今回は省いて、なお今後引き続いて検討を進めてまいりたいということをございます。

さらに一般的に——これも必ずしも全面的な回答にはならぬかと思いますけれども、一般的に騒音規制をいたします工場とか、あるいは建設騒音、こういったものは不特定多数のものから発生するわけでございますけれども、新幹線の場合には、騒音の発生源と申すものが国鉄というふうな特別の法人に限定されております。したがつて、犯人探しじゃございませんけれども、ますつかまえることは容易である。それから運輸省の指導、監督も行なっている。それから現にある程度、先ほど御報告申し上げましたような騒音対策を行なつておるということから、将来ともこのままの形でいいのだというわけございませんが、先ほど申し上げましたような理由によりまして、今回の設定、これとも関連してと言われる。ですか、こういう点については厚生省の意見が強く出でた、いわゆるのですね。また厚生省の意見が強く出なければならないと思うのです。実際に厚生省

として、いまの答弁のように、環境基準を厚生省がきめてくれるのを待っているのだというようないいふうに——それはもう技術的、経済的に困難な点はありましよう。ありますが——今この騒音規制法それ自体も技術的、経済的に困難な点はあるから法律ができるわけですよ。そういう困難な点があるから——それが簡単にできただたら何も法律をつくる必要はないのです。ですから、私が大臣に申し上げたいことは、また大臣に推進していただきたいと思いますことは、先ほど来説明しているように、こうして規制法ができた、したがって、これのものは、こういうふうな規制を受ける。町は静かになる可能性が期待できる、したがって、ジェット機等についても新幹線等についても、厚生省としては、こういう方式で進めていきたいのだという点について、具体的な御説明をいただけたらいいと思しますが、いかがですか。

まず、質問の第一点は、今回の二つの公害法案は公害対策基本法の実施法として提案されておるわけですが、これによつて国民の健康保護という基本法が生かされておるとお考えになつておるのかどうか。すなわち大気汚染がなくなる、騒音がなくなるという御確信がおありなのかどうか、その点についてお伺いをしたいと思ひます。

第二点は、厚生省の原案に見られました公害発生源はすべて許可制とするという大原則が、先ほど来各委員から指摘されておりますとおり、通産省なり建設省なり、あるいは運輸省などの反対で単なる届け出制に後退した内容となつておるわけであります。現行のばい煙規制法の欠陥は届け出制となつていて実効があがらない点にあつたのであります。が、だからこそ、これを許可制に持つていこうというのが本法案の最大のねらいであつたようだ。私は理解しておるわけであります。これを、あえて届け出制に後退させて、ほんとうにいま以上に実効がある規制がやれるのか。くどいようですが、もう一度当局の所信を承つておきたいと思います。もし届け出制としても実効をあげ得るとするならば、具体的規制力はどういうところにあるのか。そして、その規制力は罰則をたてに強制することができるものなのかどうか、お示しを願いたいと思うのであります。

第三点としては、公害が特に深刻化している原因は、その一つの発生源である企業が公害防止のための投資を節約している点にあることは無視できない事実であろうと思ひます。こうした企業の公害防止対策の手ぬるさのために、國の力によつて規制を強化してほしいというのが被害者としての国民の率直な気持ちじゃないかと私は判断をしておるわけであります。こうした國民の期待を今回の一公害二法案はどうも裏切つておるとなしか言いようがございませんが、これを当局側としてはどのように説明されるのか、お聞きしたいと思う

であります。

第四点は、公害の発生が問題になるつど、被害者から聞かれる声は、公害の発生源である企業の責任を厳しく追及してほしいという点であります。しかし、企業の側は科学的に一〇〇%立証されなければ責任をのがれようとする動きがとかく強くなりがちであります。そこで、公害に対するこうした姿勢の企業に向かって届け出だけいい、もし公害が発生したら原因究明に協力を要請するという程度のことでは、公害防止対策にならないと思うのであります。やはり都道府県知事などに、たとえば、ばい煙発生源施設の新增設について不許可の措置がとれるようになると、思つた規制強化を加えなければ、公害の絶滅は期することができないのじやないかというふうに思ひます。少なくとも、そうした趣旨が盛り込まれていた厚生省原案の線にまで、せめて最小限この法案を修正して戻すべきじやないかと思います。

聞きしたいと思います。

最後に、この二つの法案をざつと読んで見まして、事国民の生命保全のために公権力、すなわち公の権力を用いてでも公害を防止するんだといふ精神は強くうかがえません。で、私は常々わが国の大害行政の最大の欠陥は、国民のための総合行政という立場を失っているところにあるんじやないかというふうにまあ思ひわけです。すなわち公害対策会議といふのであります。で、政府が公害対策を立てるにあたっては、どこかで強力に総合調整する必要があると思いますが、現在の公害対策はあまり実効があがつているように思えません。そこで私は、公害対策といふのは厚生省一本でいいのが一番望ましいのじやないか、またそれが本筋ではないかというふうに考えます。厚生省が中

心となつてイニシアチブをとつて最終的に公害行政といふものを一元化していくべきだというふうに考へるわけであります。そうでないと、今度の者に 책임を取らなければ責任をのがれようとする動きがとかく強くなりがちであります。そこで、公害に対するこうした姿勢の企業に向かって届け出だけいい、もし公害が発生したら原因究明に協力を要請するという程度のことでは、公害防止対策にならないと思うのであります。やはり都道府県知事などに、たとえば、ばい煙発生源施設の新增設について不許可の措置がとれるようになると、思つた規制強化を加えなければ、公害の絶滅は期することができないのじやないかというふうに思ひます。少なくとも、そうした趣旨が盛り込まれていた厚生省原案の線にまで、せめて最小限この法案を修正して戻すべきじやないかと思います。

○國務大臣(國田直君) ただいまの五つの御質問、まことに貴重な御意見でございますから、まずそれ事務的な面を各省から御答弁いたしまして、最後に私から大臣として答弁を申し上げます。

以上でございます。

○國務大臣(國田直君) まず、この二法案で確信が持てるかということにつきましては、大気汚染防止法につきましては、まず第一に予防的な観点から地区の指定を考えております。それから次に、現在自動車の排気ガスにつきましては大気汚染の関係から取り上げられておりませんが、今回は大気汚染防止法で考えられたわけでありました。それから排出基準につきまして、特別の地域につきましては排出基準を強く規制できるといふようなことができるようになっております。それから緊急時に起きても、自主的に燃料規制等の計画を作成させて、都道府県知事はそれに基づきまして企業に勧告ができる、こういう仕組みになつております。そのほか、今まで電気ガス事業法等につきましては、それぞの法律でやつております。騒音につきましては、現在二十四の都道府県で条例によつて主として工場騒音等がつきまして規制が行なわれておりますが、この法律では新たに建設騒音につきまして取り入れる。

そのほか和解の仲介制度等を新しく取り入れる。

いろ不十分な点も出てくることも考えられます

また各地で問題になつております地域的な現象でござりますが、深夜騒音等につきまして積極的に規制いたしまして、地方公共団体を督励するとようになりますが、たとえば騒音規制で申しますと、地方等への指導は、厚生省が窓口が一本

策に対しても漸れていくまして、それがひいては政策不信心につながっていくというふうに考へるわけあります。が、公害行政の一元化についてのお考

えをお聞きしたいと思います。最後の点は大臣から御答弁をいただきたいというふうに考へます。

以上でございます。

○國務大臣(國田直君) ただいまの五つの御質問、まことに貴重な御意見でございますから、まずそれ事務的な面を各省から御答弁いたしまして、最後に私から大臣として答弁を申し上げます。

○國務大臣(國田直君) まず、この二法案で確信が持てるかということにつきましては、大気汚染防止法につきましては、まず第一に予防的な観点から地区の指定を考えております。それから次に、現在自動車の排気ガスにつきましては大気汚染の関係から取り上げられておりませんが、今回は大気汚染防止法で考えられたわけでありました。それから緊急時に起きても、自主的に燃料規制等の計画を作成させて、都道府県知事はそれに基づきましては排出基準を強く規制できるといふようなことができるようになっております。それから緊急時に起きても、自主的に燃料規制等の計画を作成させて、都道府県知事はそれに基づきまして企業に勧告ができる、こういう仕組みになつております。そのほか、今まで電気ガス事業法等につきましては、それぞの法律でやつております。騒音につきましては、現在二十四の都道府県で条例によつて主として工場騒音等がつきまして規制が行なわれておりますが、この法律では新たに建設騒音につきまして取り入れる。

そのほか和解の仲介制度等を新しく取り入れる。

いろ不十分な点も出てくることも考えられます

で、現在の制度としては、公害対策会議を中心とした各省間の連絡会議幹事会ということで運用が行なわれておりますが、たとえば騒音規制で申しますと、地方等への指導は、厚生省が窓口が一本になりますと、行政上の運用を考えておる次第でございます。

以上でございます。

○國務大臣(國田直君) ただいまの五つの御質問、まことに貴重な御意見でございますから、まずそれ事務的な面を各省から御答弁いたしまして、最後に私から大臣として答弁を申し上げます。

以上でございます。

○國務大臣(國田直君) まず、この二法案で確信が持てるかということにつきましては、大気汚染防止法につきましては、まず第一に予防的な観点から地区の指定を考えております。それから次に、現在自動車の排気ガスにつきましては大気汚染の関係から取り上げられておりませんが、今回は大気汚染防止法で考えられたわけでありました。それから緊急時に起きても、自主的に燃料規制等の計画を作成させて、都道府県知事はそれに基づきましては排出基準を強く規制できるといふようなことができるようになっております。それから緊急時に起きても、自主的に燃料規制等の計画を作成させて、都道府県知事はそれに基づきまして企業に勧告ができる、こういう仕組みになつております。そのほか、今まで電気ガス事業法等につきましては、それぞの法律でやつております。騒音につきましては、現在二十四の都道府県で条例によつて主として工場騒音等がつきまして規制が行なわれておりますが、この法律では新たに建設騒音につきまして取り入れる。

そのほか和解の仲介制度等を新しく取り入れる。

いろ不十分な点も出てくることも考えられます

また各地で問題になつております地域的な現象でござりますが、深夜騒音等につきまして積極的に規制いたしまして、地方公共団体を督励するとようになりますが、たとえば騒音規制で申しますと、地方等への指導は、厚生省が窓口が一本になりますと、行政上の運用を考えておる次第でございます。

以上でございます。

○國務大臣(國田直君) ただいまの五つの御質問、まことに貴重な御意見でございますから、まずそれ事務的な面を各省から御答弁いたしまして、最後に私から大臣として答弁を申し上げます。

以上でございます。

○國務大臣(國田直君) まず、この二法案で確信が持てるかということにつきましては、大気汚染防止法につきましては、まず第一に予防的な観点から地区の指定を考えております。それから次に、現在自動車の排気ガスにつきましては大気汚染の関係から取り上げられておりませんが、今回は大気汚染防止法で考えられたわけでありました。それから緊急時に起きても、自主的に燃料規制等の計画を作成させて、都道府県知事はそれに基づきましては排出基準を強く規制できるといふようなことができるようになっております。それから緊急時に起きても、自主的に燃料規制等の計画を作成させて、都道府県知事はそれに基づきまして企業に勧告ができる、こういう仕組みになつております。そのほか、今まで電気ガス事業法等につきましては、それぞの法律でやつております。騒音につきましては、現在二十四の都道府県で条例によつて主として工場騒音等がつきまして規制が行なわれておりますが、この法律では新たに建設騒音につきまして取り入れる。

そのほか和解の仲介制度等を新しく取り入れる。

いろ不十分な点も出てくることも考えられます

また各地で問題になつております地域的な現象でござりますが、深夜騒音等につきまして積極的に規制いたしまして、地方公共団体を督励するとようになりますが、たとえば騒音規制で申しますと、地方等への指導は、厚生省が窓口が一本になりますと、行政上の運用を考えておる次第でございます。

以上でございます。

○國務大臣(國田直君) ただいまの五つの御質問、まことに貴重な御意見でございますから、まずそれ事務的な面を各省から御答弁いたしまして、最後に私から大臣として答弁を申し上げます。

以上でございます。

○國務大臣(國田直君) まず、この二法案で確信が持てるかということにつきましては、大気汚染防止法につきましては、まず第一に予防的な観点から地区の指定を考えております。それから次に、現在自動車の排気ガスにつきましては大気汚染の関係から取り上げられておりませんが、今回は大気汚染防止法で考えられたわけでありました。それから緊急時に起きても、自主的に燃料規制等の計画を作成させて、都道府県知事はそれに基づきましては排出基準を強く規制できるといふようなことができるようになっております。それから緊急時に起きても、自主的に燃料規制等の計画を作成させて、都道府県知事はそれに基づきまして企業に勧告ができる、こういう仕組みになつております。そのほか、今まで電気ガス事業法等につきましては、それぞの法律でやつております。騒音につきましては、現在二十四の都道府県で条例によつて主として工場騒音等がつきまして規制が行なわれておりますが、この法律では新たに建設騒音につきまして取り入れる。

の変更であるとか、あるいは許可の取り消しであるとか、その他の方法を考えて、十分配慮して、

かなければならぬと考えております。
次には、さらにそれができましたら、一番大事なことは、一つの公害の防止計画というものを早く策定しなければならぬので、これは逐次必要なものからつづいてありまする關係上、この策定が

おくれております。ほんとうをいようと、計画を策定して、それに基づいて法律案をお願いするのが当然であると私は反省はいたしておりますが、現実の社会の要求、現実の各省の要求が並行してやることを余儀なくさしておりますので、これはひとつ早急に策定をして御報告をしたい、こう考えております。

されに企業の公害防止のための投資をして貢献して貰うべきであることは、各省が関係をいたしまして——大私務大臣でござりまするから、個々の問題については申し上げるわけにまいりませんけれども、やはり一番大事なことは、一元化ということよりも、公害に対する政府の姿勢といらものがまちまちであるということを政府みずからが反省しなければならない。ということは、やはり通産省のお方は企業の自由育成ということを重点に考えられ、そしてその付随物として公害を考えられておる。たとえば、しろうとに煙突のことがわかるかということとあるのじやないか。運輸省のはうはまた運輸行政の中から、公害というものを考え方でおる。たとえて言えば、私から推測すれば、自動車の排気ガスの規制を厚生大臣がやるということは、自動車の構造については運輸大臣が責任を持つてゐるのだし、そういうことに口を出してはいけないということでございますが、私は、自動車の構造に口を入れたり、あるいは煙突の数に口を入れたりしたいという考え方があるのでなくて、ただ人間の生命と健康のために一切の企業があるのですから——一切の行政もあるのでありますか

ら、やはり生命と健康を守るという一つのワク内では、私は、私持としていただいて、そのワク内で企業の自由がある、あるいは行政の自由があるといふうに、政府の公害に対する姿勢をもう少し統一をして、徹底してきめる。それが一番大事な問題であると私は考えておるわけであります。率直に申し上げます。

お願いしてもよろしい、譲つてもよろしい、こう考
えておるわけでございまして、この公害の防止施
策に対する投資、これに対してもやはり政府が通
産行政あるいは運輸行政のほうからお考えいただ
き、私は生命を守るほうからいく。そこで、やは
り生命が第一で、企業は二番目である、こういうう
ふうに考えるべきである。このように各省とも話

○委員長(松澤兼人君) この際、委員の異動について報告いたします。
本日、小平芳平君が委員を辞任され、その補欠として矢追秀彦君が選任されました。

○委員長(松澤兼人君) 産業公害及び交通対策樹立に関する調査を議題とし、産業公害対策に関する件について調査を行ないます。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○矢追秀彦君 私が昨年の五月二十六日にこの委

員会でイタイイタイ病を取り上げまして以来、約一年で、今回厚生省から大臣の更迭によりましてイタイイタイ病は公害であると、このように断定をされまして、まことにけつこうであると私も感謝をいたしております。しかしながらこの際、はつきりしておきたい問題点が幾つかございますので、その点を時間の許す限りお伺いをして、今後の対策の問題等を含めまして質問をさしていただきたいと思います。

まず最初に、このイタイイタイ病を公害である、このようにきめられました根拠につきましてお伺いいたしたい。

でに御承知のとおりに、私の判断では断じてございません。これは委員各位の長期にわたる御激励と、それから社会の今まで特に抑えられておつた被害者の強い意見がこうなったものであるというところでござりまするから、この点申し上げ、並びに今後とも御支持をお願い申し上げます。

第一の質問の、どういうふうなことでこういうふうになつたか。御承知のとおりに四カ年間にわたりてこの実態を調査してまいつたわけでござります。そこで、私のほうで委託をしました研究班から最終的な調査の結果を受けましたが、この結果は、御案内のとおりに事実は事実、推定は推

〇委員長(松澤兼人君) 両案に対する質疑は、本
化しなきやならぬと、私もさように考えておりま
す。

果は、御案内のとおりに事実は事実、推定は推

定、わからないものはわからないと、きわめて率直に学問的な報告でございました。次に、この研究班に加わりました委員はそれぞれの権威者でありまして、この分析並びにこの結果は世界においても例なきものでござりまするが、学者その他の意見を聞いても、この報告というものは世界的レベルと判断してもよろしい、こういうことでござります。

そこで、この委員会の結論は、第一は、このイ

専門家の意見も聞き、あるいは新聞等に載せられた
いろいろな意見等も聞きまして、私はこれを公害によ
る病であると判定するのは間違いでない
と、このように慎重に考えた結果、公害の病気だと
と判定したわけでございます。

〔委員長退席、理事山内一郎君着席〕

○矢追秀彦君 それでは、いまの理由はわかりま
したが、今後この根拠となるべき研究レポートを
いろいろな異論を差しはさむよくな人が出てきた

○矢追秀彦君 県知事のこれに対する考え方です。
○説明員(橋本道夫君) いま先生からお話をうけました公害にかかる疾患ということであつて、公害病ではないと、いふことにについての話でございますが、この点だけはきまして、県当局の企画部長さんと実は私こまかに電話でお話をいたしました。公害にかかる疾患という表現は、これ

できない」と、その寄与度という問題ですが、公害という問題になってきた場合、はたしてその寄与度ということをはかることが是か否かという問題。というのは、この場合でありますと、カドミウムを流していくければあの病気は起らなかつた。したがつて流しておるのだから、この病気は完全に、いろいろな要因はあつたとしても、公害という面から考えれば、あるいはオール・オーナッサングというような考え方も成立すると

タイイタイ病といつもののがカドミウムの慢性中毒に、妊娠とか、あるいはからだが弱ったとかいろいろな誘因となって発生したということ。
二番目には、原因の物質であるカドミウムが自然界に微量に存在するものを除いては、神通川下流の神岡鉱業所の事業活動に伴つて排出されたため以外には見当たらない。

場合、その根柢がぐらつくというようなこともないにしもあらずだと思うのです。というのは、喜山県知事が公害にかかる疾患と厚生省では言つてゐる、したがつて公害と断定したのではなくといふうな発言をしたということは、私も向こうの地元の人からも聞きました。また新聞でも見ました。そういう点がちょっと気になりますので質問するのですが、この知事の発言等をどのようにお考えになつておられるか。

は公害対策基本法の中で公害にかかる被害の救済ということで扱っております。あれは公害対策基本法でございまして、損害賠償の法律ではないございません。そういうことでございまして、公害と云ふかかわる疾患ということを申したわけでござります。もう一つは、この公害病であるかないかなどということにつきましては、現地で論議があつたよござりますが、公式のことばとして公害病ということは公文書上存在しておりません。私どもは、公害にかかる疾患という表現で言っております。

思うのです。たとえばこのカドミウムだけではなく、大気汚染にしても、その他の水質にしても、したがって疑わしきは罰せずなしに、疑わしきを罰するということになる。その点はむずかしい問題になると思うのですが、はたして今回の場合、寄与度ということをやはり追及する必要があるかどうか。いまに、これは結局裁判の問題になるとおもいますが、けれども、何んでもかんでも裁判といつておつたのでは、時間もかかりますし、やはり今後公害という問題について、はたして

たものと見られるというのが、大体この報告の結論の本筋であります。したがいまして、私は、これから判断をいたしまして、この研究においてなお不十分なものもござります。その不十分であろうというのは、鉱業所から出された排水の中に含まれたこの物質が、どのような経路でどのように体内に入り、どのよう蓄積され、人間の許容量が幾らであるかといふような点については、まだ研究を続ける必要があ

○國務大臣(園田直君) 実は、さういふのうでござりますが、県の副知事さんが、厚生大臣は本件に関する研究はこれで打ち切ると言われたが、今後も続けてもらいたい、こういう御意見がありましたので、私は次のように答弁をいたしました。私が調査を打ち切るといったのは、この事件が公害であるかどうかとの調査はこれで打ち切る、と申しますことは、いまおっしゃいましたとおりに、今までいろいろ経緯がありま

は公害対策基本法の中で公害にかかる被害の救済ということで扱っております。あれは公害対策基本法でございまして、損害賠償の法律ではないからございません。そういうことでございまして、公害とかかわる疾患ということを申したわけでござります。もう一つは、この公害病であるかいなかといふことにつきましては、現地で論議があつたよどみでございますが、公式のことばとして公害病ということは公文書上存在しておりません。私どもは、公害にかかる疾患という表現で言つております。まして、一般の人には公害にかかるというのではなくて、わからぬのではなかろうかというので、普通の人は公害病といえばわかりやすいであろうから、そういうことで、そういうふうな意味として解釈されるのがいいということございまして、県のほうでも、それに対しても異論があつたといふのはございません。法律条文を引いたことはございません。法律条文を引いたことはございません。そこで二つ印をとめておつたようでござります。

思うのです。たとえばこのカドミウムだけではなく、
に、大気汚染にしても、その他の水質にしても。
したがつて疑わしきは罰せざでなしに、疑わしき
を罰するということになる。その点はむずかしい
問題になると思うのですが、はたして今回の場
合、寄与度ということをやはり追及する必要があ
るかどうか。いまに、これは結局裁判の問題にな
ると思いますけれども、何んでもかんでも裁判、
裁判といっておったのでは、時間もかかります
し、やはり今後公害という問題について、はたし
てその要因となるべきものがどれくらいその病気
あるいはその被害に關係しているかといふこと
は、計量的に出していくべきかどうか。そういう
問題に対して、厚生省としてはどういうふうにお
考えになっておるか。

ありますけれども、しかし公害というものがそのように証拠が十分あがらなければ公害と認定できないということになりますと、ほとんど公害とされるものは存在しない。たとえば企業のほうで事件が起つたらすぐ浄水設備をやつて、そうしてその浄水設備をやつたあと河川の分析をやつたり、あるいはその他の分析をやつたといたしましても、なかなか困難でありますよろしく、あるいはまた、毒にいたしましてもその蓄積作用、相乗作用など、うのものは機械的、物理的なものだけでは分析できないものもあるわけでござりますから、このだけの資料がそろい、この研究班以外に各方面的

て、いろいろな公害が厚生省の意見とどこか食い違つたり、あるいは結論が出てからまたどうなつたりということもありますから、不安を与えなければいけませんので、各省と連絡をし、政府と一緒に見解を出して私はやつたわけでございまして、本事件の私の先日の発表は、もうこれでち切つて、それを動かすことはないという意味で打ち切ると言つたわけで、ただ予防の問題、治療の問題、あるいははどういう経路で入ったかとして、この研究については依然として続行するわけであります。しかしながら、私が公害と認定いたしましたことは、これでゆるがすことは断じてござ

○矢透秀彦君 次に、この研究レポートの結論ところでありますけれども、第四番目のところです。これがやはり私は一番問題になるのではないかと思いますが、二十ページの終わりから三行からですが、「ただし同鉱業所関係以外にも低度ながら自然界に由来すると考えられるカドミムが存在することは事実であり、したがつて同鉱業所関係の寄与度を現在計量的に確言すること

第十九部

れども、この間厚生省としては心配ない、このように言わされましたけれども、実はきのうのテレビで、研究班の一員である石崎教授が、一〇〇PPM濃度の水でカドミウムをまぜたえさをやつてもあまり変化がなかった。だから一PPMではだいじょうぶだ、こういうふうな発言があつたのですけれども、これは私ちょっとと問題じゃないかと思うんですが、これはどうお考えでしょうか。

○説明員(橋本道夫君) いま先生のお話をございました昨日のテレビの番組は、私は実は見ておりませんが、きょうのあさも、かようなことについての御意見を別の方から承りました。石崎先生

が論文としてお書きになつて、公式に発表されて

いる数字は一PPMでございます。一〇〇PPMという数字がどこで出てきたかということは、私どもその点を存じません。その数字は、石崎先生

が三〇〇PPMの塩化カドミウムの水溶液をネズミのえさにませまして、そしてある程度栄養をダ

ウンさせた形で実験したときに、イタイイタイ病の実験的な再現に非常によく当てはまつてくるよ

うな所見を得たということについての研究でございまして、これが約半年でございましたが、一年

に若干足りない期間で発生しております。そういうことで、石崎先生が公式に学界の文書にお書きになりました一PPMという数字を、富山県もそ

の数字を一つのたよりにしておりました。私ども

も、その数字を一つのたよりにして、現在使用しております。そういうことで厚生省といたしましては、石崎教授が公式の学界に発表された一PPM以下なら、そういうことは心配ないということを中心にしておりますので、一〇〇PPMという数字は毛頭念頭に置いておりません。

○矢追秀彦君 もちろんイタイイタイ病は、結局どうして起こったかということになると、これま

た問題になりますので、そのイタイイタイ病発生者者がやはり戦時中食べておつた米の中のカドミ

ウムは一PPM以下であったと思うのですが、そ

うなりますと一PPM以下の米を食べても起こら

ないという議論に相反してくるわけです。もちろん

その点いかがでしようか。

○説明員(橋本道夫君) 私どもは、行政の立場で、現在まで確認された科学的な見解を活用して申しておりまして、裁判について特殊な考慮を払つて行政的な見解を申し述べているものではございません。いまおつしやいました一PPMとい

う数字でございますが、これはそこの米の中のカ

ドミウムの濃度が、サンブルが非常に少のうござ

いまして、完全に類推するには若干問題があると

思います。水口と、たんぽの中央と、水の出る所、

それだけの、たんぽと米についての測定数値がございまして、これを全部いろいろ統計的に処理を

してみまして、もととしまして中央値となります

のが〇・七でございます。平均値は〇・八、ある

いはたんぽの中央のものを全部並べますと一PPMを若干こえる、こういう数字でございます。こ

れは玄米でございまして、その玄米をさらに精白

をいたしましたと、農林省のほうとも相談いたしま

したが、約半分以下になるというわけでありま

す。この点につきましては、また小林先生が学界

に発表されている数字を見ますと、ぬかの中に十

倍ぐらいの濃度が出ているということでござい

ます。この点につきましては、また小林先生が学界

で、それとは別に、純粹な研究的な立場で、今

後カドミウム汚染ということにつきまして、農業

関係、土壤関係の人ともよく連絡をとりながら、

権威ある基準ができるというような形に、かなり

ううあいに考えております。そうなりますと、

ようになってくると、かようによくに考えておりま

す。

○矢追秀彦君 それともう一つ、これにあわせて

問題になる水質基準ですが、この問題については

どうですか。

○説明員(橋本道夫君) 水質基準につきましては、現在のところ水質保全法の関係では、カドミ

ウムに關係した水質基準はございません。その関

連の水域がなかったということも一つの原因でござります。御指摘を受けております飲料水の水質

おる米につきましては、イタイイタイ病は、あの

よ

うなひどいものは起こらないと、私どもは確信

しておりますが、もつともっと予防的な段階にお

いて注意をする必要がある。しかし、その点につ

いて

きまして現在までの學問的な所見は、明らかにさ

れておりません。そういう点におきまして、今後

の

健康

管理

を農林省の関係ともよく両者話し合い

して

お

り

ます。

正し

い

基

準

とい

う

がござ

い

ます。

○矢追秀彦君 こういう問題もありますので、い

ね

カドミ

ウム

の許容量をきめらるべきだとと思いま

すが、それに対する研究を進められて、それをき

められる方針であるかどうか、お伺いしたい。

○説明員(橋本道夫君) 許容量はどうきめるかと

められる方針であるかどうか、お伺いしたい。

○矢追秀彦君 こういう問題もありますので、い

ね

カドミ

ウム

の許容量をきめらるべきだとと思いま

すが、それに対する研究を進められて、それをき

められる方針であるかどうか、お伺いしたい。

○説明員(橋本道夫君) 許容量はどうきめるかと

められる方針であるかどうか、お伺いしたい。

○矢追秀彦君 こういう問題でございまして、この、人が何十年とな

く食べた量でございまして、何十年食べてだい

いことでございま

す。

○政府委員(武藤琦一郎君) 水道の点につきまし

ては、現在、簡易水道を設置するための適当な水

源についての調査が進むよういたしておりますけ

ども、四十三年度からこの設置に着手するよう

に取り計りたいと思います。なお、この点につき

まして補助率等につきましても、財政当局と打ち

合わせまして優遇措置を考えたい、かようによくに考

えて

おります。

○矢追秀彦君 それから、一つ伺つておきたいの

で

すが、いままで神岡鉱業所が出しておつた年間

二百五十万の補償金ですが、これは公害となつた

ら今後どうなつていくか、この点も。

○政府委員(兩角良彦君) 御承知のように、地元

に

お

き

ま

して

神通川公害対策委員会というものが設けられております。昭和三十年來五年ごとの協定をもちまして、神岡鉱業所の操業に基づく神通川流域一帯の農作物の減収その他一切の影響に対する補償料として毎年二百五十万円程度の金額を支出いたしております。今回の米の問題は、今後農林省もしくは厚生省の御判断にまつと

ころが多いわけあります、それがこの基本協定との関係でいかに扱われるかという点につきましては、今後情勢の推移によりまして、地元においてさらに検討をしていただく必要があるうかと考えております。

○矢追秀彦君 これで質問を終りますが、最後に大臣にお伺いしたいのですが、今回公害ときました、また企業責任も通産省のほうも明らかであるという態度をとられまして、解決は円満に、しかも納得のいくような方法で行なわれると私は確信しておりますが、ぜひお願ひしたいことは、あの地元の患者さん、の人たちの声をひとつの厚生省また通産省もよく聞いていただきたい。ともすれば、こういう問題が起きた場合、一部のいろいろな各種団体とかいろいろな人たちの運動で——こういう人たちの、一つの何かの目的のために、ほんとうのその地元の人たちの素朴な意見というものが埋没してしまおそれが、ときたまあるわけです。そういうわけで、特にあの辺の人たちは、大臣もお会いになつて御存じのように、非常に純朴な——大臣に会つただけでも感激して涙を流すような、そういう人たちですから、それだけにあの人たちの今までの苦しみ、また、ここまできて非常に希望を持つているわけですから、ほんとうにひとつ円満な解決をしていただきたい。それが、ともすれば企業の非情な力によって動かされたり、また各省の対立等がうまく調整ができなかつたり、そういうことのために——日本的人口からいえばわずかな数でありますけれども、あの人たちのためにいい解決がされるまで、どうかがんばつていただきたいと思うわけです。たとえば、大臣がわられましても永久にやつて、せつからくあれだけの感動的なお話をされたわけですから、ぜひお願ひしたいと思います。その点について、どうか最後に大臣の決意を披露していただきまして、私の質問を終わりたいと思ひます。

○国務大臣(園田直君) あの地区の直接被害者の方々の声をただいままで聞いておりますが、今後

とも十分直接に、私なり役所から人を派遣して承つて、「一人一人の患者のお気持ちが納得できるようにやつていただきたいと思います。なおまた、この問題の円満な解決につきましては、地方の方々の純朴なお気持ち、それからこの会社はほかの会社に比べてわりに良心的なところがある、こう見ておりますので通産大臣とも相談をしておりますので、これは各省とも意見が一致しておりますから、円満な解決をしたいと思っております。

なお、医療につきましては、現地の方が心配しておられるのは、一つは病気になるまでの、イタイイタイ病になるのではなかろうかという、要注意者と申しますが、そういう方々の診断とか治療についても特別な便法を講ずるよう、ただいま検討中でございますので、その決意をもってやります。

○委員長(松澤兼人君) 本日の調査はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。
午後零時三十五分散会

四月二十六日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、交通安全基本法案 交通安全基本法

目次

前文

第一章 総則(第一条—第九条)

第二章 交通の安全の確保(第十一条—第十七条)

第三章 負傷者、被害者等の救済(第十八条—第十九条)

第四章 交通安全対策委員会の設置(第二十条)

第五章 交通安全対策審議会(第二十一条—第二十六条)

附則

近代社会における交通は、国民生活の重要な基礎をなすものであり、安全で能率的な交通を確保

一 交通安全施設を整備すること。

二 車両、船舶及び航空機(以下「車両等」といいう)の安全性の確保を図ること。

三 気象業務の体制を整備すること。

四 車両等の安全な運行及び航行の確保を図ること。

五 交通安全施設の維持を図ること。

六 交通安全思想の普及徹底を図ること。

七 交通事故の原因を科学的に明確すること。

八 交通事故の防止に関する科学的研究及び技術開発の推進並びにこれらの成果の利用の促進を図ること。

九 交通事故に係る負傷者、被害者等の救済を図ること。

一〇 地方公共団体の施策

十一 地方公共団体は、この法律の目的を達成するため、前各号に掲げる事項につき必要な施策を講じなければならない。

十二 地方公共団体は、前項の施策に寄与することは、その施策が一体として交通の安全に寄与することとなるよう、國の施策に協力しなければならない。

十三 地方公共団体は、前項の施策に寄与することとなるよう、國の施策に協力しなければならない。

十四 地方公共団体は、前項の施策に寄与することとなるよう、國の施策に協力しなければならない。

十五 地方公共団体は、前項の施策に寄与することとなるよう、國の施策に協力しなければならない。

十六 地方公共団体は、前項の施策に寄与することとなるよう、國の施策に協力しなければならない。

十七 地方公共団体は、前項の施策に寄与することとなるよう、國の施策に協力しなければならない。

十八 地方公共団体は、前項の施策に寄与することとなるよう、國の施策に協力しなければならない。

十九 地方公共団体は、前項の施策に寄与することとなるよう、國の施策に協力しなければならない。

二十 地方公共団体は、前項の施策に寄与することとなるよう、國の施策に協力しなければならない。

二十一 地方公共団体は、前項の施策に寄与することとなるよう、國の施策に協力しなければならない。

二十二 地方公共団体は、前項の施策に寄与することとなるよう、國の施策に協力しなければならない。

二十三 地方公共団体は、前項の施策に寄与することとなるよう、國の施策に協力しなければならない。

二十四 地方公共団体は、前項の施策に寄与することとなるよう、國の施策に協力しなければならない。

二十五 地方公共団体は、前項の施策に寄与することとなるよう、國の施策に協力しなければならない。

二十六 地方公共団体は、前項の施策に寄与することとなるよう、國の施策に協力しなければならない。

二十七 地方公共団体は、前項の施策に寄与することとなるよう、國の施策に協力しなければならない。

二十八 地方公共団体は、前項の施策に寄与することとなるよう、國の施策に協力しなければならない。

二十九 地方公共団体は、前項の施策に寄与することとなるよう、國の施策に協力しなければならない。

三十 地方公共団体は、前項の施策に寄与することとなるよう、國の施策に協力しなければならない。

三十一 地方公共団体は、前項の施策に寄与することとなるよう、國の施策に協力しなければならない。

三十二 地方公共団体は、前項の施策に寄与することとなるよう、國の施策に協力しなければならない。

三十三 地方公共団体は、前項の施策に寄与することとなるよう、國の施策に協力しなければならない。

三十四 地方公共団体は、前項の施策に寄与することとなるよう、國の施策に協力しなければならない。

三十五 地方公共団体は、前項の施策に寄与することとなるよう、國の施策に協力しなければならない。

(年次報告等)

第九条 政府は、毎年、国会に、交通の安全に関する

実態及び政府が交通の安全に関する講じた

施策に関する報告書を提出しなければならぬ。

2 政府は、毎年、交通安全対策審議会の意見を

きいて、前項の報告に係る交通の安全に関する

状況を考慮して講じようとする施策を明らかに

した文書を作成し、これを国会に提出しなけれ

ばならない。

第二章 交通の安全の確保

第十条 国及び地方公共団体は、交通安全施設を

整備するものとする。

(車両等の安全性の確保)

第十一条 国は、車両等の安全性の確保を図るために、車両等の構造及び装置の改善、車両等の検査の充実等必要な施策を講ずるものとする。

(気象業務の体制の整備)

第十二条 国及び地方公共団体は、交通の安全を確保するために必要な気象、地象及び水象の観測、予報、情報その他の業務の体制を整備するものとする。

(安全な運行及び航行の確保)

第十三条 国及び地方公共団体は、車両等の安全な運行及び航行の確保を図るために、車両等の運転者その他車両等の運行又は航行に必要な業務に從事する者(以下「運転者等」という)の労働条件の改善、適性の確保及び指導訓練の充実並びに車両等の運行又は航行の管理の改善並びに運転者等の資格に関する制度の合理化等必要な施策を講ずるものとする。

(交通秩序の維持)

第十四条 国及び地方公共団体は、交通秩序の維持を図るため、交通規制の強化等必要な施策を講ずるものとする。

(交通安全思想の普及徹底)

第十五条 国及び地方公共団体は、交通安全思想の普及徹底を図るため、学校又は地域若しくは

職域における交通安全教育の計画的かつ組織的な実施等必要な施策を講ずるものとする。

(交通事故の原因の究明)

第十六条 国及び地方公共団体は、交通事故の原因を科学的に究明するため、調査機関の設置等必要な施策を講ずるものとする。

(交通事故の防止に関する研究等)

第十七条 国及び地方公共団体は、交通事故の防止に関する科学的かつ総合的な研究及び技術開発の推進並びにこれらの成果の利用の促進を図るために、研究施設の整備、研究の成果の普及等必要な施策を講ずるものとする。

(第三章 負傷者、被害者等の救急)

第十八条 国及び地方公共団体は、交通事故に係る負傷者が迅速かつ適切な応急手当及び医療を受けることができるようにするため、救急業務の充実、救急医療施設及び更生医療施設の整備等必要な施策を講ずるものとする。

(損害賠償保障制度の充実等)

第十九条 国及び地方公共団体は、交通事故に係る被害者(その遺族を含む)に対しても迅速かつ適正な損害賠償が行なわれるようにするため、保険、共済等による損害賠償保障制度の充実及び損害賠償の請求に関する援助の強化等必要な施策を講ずるものとする。

(第四章 交通安全対策委員会の設置)

第二十条 交通の安全に関する施策を調整し、及びその総合的な実施を推進するため、別に法律で定めるところにより、総理府の外局として、両議院の同意を得て任命される委員によつて組織される交通安全対策委員会を置く。

(第五章 交通安全対策審議会)

第二十一条 総理府に、附属機関として、交通安

(設置)

全対策審議会(以下「審議会」という)を置く。

(権限)

第二十二条 審議会は、この法律の規定によりそ

の権限に属させられた事項を処理するほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、この法律の施行に関する重要事項を調査審議する。

一、大気汚染防止法案

一、騒音規制法案

総理大臣又は関係各大臣に意見を述べることができる。

(組織)

第二十三条 審議会は、委員三十人以内で組織する。

2 委員は、前条第一項に規定する事項に関し学識経験のある者(うちから、内閣総理大臣が任命する)。

3 委員は、非常勤とする。

(資料の提出等の要求)

第二十四条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第二十五条 審議会の庶務は、内閣総理大臣官房において処理する。

(委任規定)

第二十六条 この法律に定めるもののはか、審議会の組織及び運営に関する事項は、政令で定める。

(附則)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(総理府設置法の一部改正)

2 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百一十七号)の一部を次のように改止する。

第十五条第一項の表中觀光政策審議会の項の次に次のように加える。

(目的)

第一条 この法律は、工場及び事業場における事

業活動に伴つて発生するばい煙の排出を規制し、並びに自動車排出ガスに係る許容限度を定めること等により、大気の汚染に關し、国民の健康を保護し、あわせて産業の健全な発展との調和を図りつつ生活環境を保全するとともに、大気の汚染に関する紛争について和解の仲介の制度を設けることにより、その解決に資することを目的とする。

(第二章 総則)

1 この法律において「ばい煙」とは、燃料そ

の他の物の燃焼に伴い発生するいおう酸化物及

び燃料その他の物の燃焼又は熱源としての電気の使用に伴い発生するすすその他の粉じんをい

う。

(定義)

第二条 この法律において「指定地域」とは、次条第一

五月十四日本委員会に左の案件を付託された。

(予備審査のための付託は五月九日)

一、大気汚染防止法案

一、騒音規制法案

大気汚染防止法案

(小字及び――は衆議院修正の部分)

大気汚染防止法

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 ばい煙の排出の規制等(第三条・第十

四条)

第三章 自動車排出ガスに係る許容限度等(第

十九条・第二十一条)

第四章 和解の仲介(第二十二条・第二十五条)

第五章 雜則(第二十六条・第三十二条)

第六章 罰則(第三十三条・第三十七条)

附則

第一章 総則

1 この法律は、公布の日から施行する。

(総理府設置法の一部改正)

2 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百一十七

号)の一部を次のように改止する。

第十五条第一項の表中觀光政策審議会の項の

次に次のように加える。

(目的)

第一条 この法律は、工場及び事業場における事

業活動に伴つて発生するばい煙の排出を規制し、並びに自動車排出ガスに係る許容限度を定めること等により、大気の汚染に關し、国民の

健康を保護し、あわせて産業の健全な発展との

調和を図りつつ生活環境を保全するとともに、

大気の汚染に関する紛争について和解の仲介の

制度を設けることにより、その解決に資すること

を目的とする。

(第二章 総則)

1 この法律において「ばい煙」とは、燃料そ

の他の物の燃焼に伴い発生するいおう酸化物及

び燃料その他の物の燃焼又は熱源としての電気の

使用に伴い発生するすすその他の粉じんをい

う。

(定義)

第二条 この法律において「指定地域」とは、次条第一

短縮することができる。

(氏名の変更等の届出)

(氏名の変更等の届出)

による届出をした者は、その届出に係る第七条第一項第一号告げゝは第二号に掲げる事項二変

第一項第一号若しくは第二号に掲げる事項に變更があつたとき、又はその届出に係るばい煙発

生施設の使用を廃止したときは、その日から三
十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出な
ければならぬ。

原編

第十三条 第七条第一項又は第八条第一項の規定

による届出をした者からその届出に係るばい煙
吉三吉四之三、又は皆一之二、二首は、名

発生施設を譲り受け、又は借り受けた者は、当該ぼい煙発生施設を係る当該届出をした者の地

位を承継する。

二 第七条第一項又は第八条第一項の規定による

届出をした者について相続又は合併がなされたときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは

合併により設立した法人は、当該届出をした者

の地位を承継する。

3 前二項の規定により第七条第一項又は第八条第一項の規定により第一項の地主と二者の間に

第一項の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があつた日から三十日以内

に、その旨を都道府県知事に届け出なければな

らない。

(改善命令) 第十四条 部道荷鼎印事本，指在地域内之设置等

第一回 葵は扇を失う 扇が扇に語り

い煙濃度がそのばい煙発生施設に係る排出基準

に適合しないと認めるときは、当該ばい煙発生箇所二か所以上発生するばい煙を排出する者二か

施設において発生する火災を抑止する者は文
し、期限を定めて、当該ばい煙発生施設の構造

若しくは使用の方法又は当該ばい煙発生施設に

係るばい煙の処理の方法の改善を命ずることが

2 郡道府県印事は、前項の規定による命令を受ける

けた者がその命令に従わないときは、当該ばかり煙発生施設の使用の一時停止を命ずることがで
きる。

第十九部

る紛争その他の民事上の紛争が生じたときは、当事者は、政令で定めるところにより、都道府県知事に和解の仲介の申立てをすることができる。

(仲介員名簿の作成)

第二十三条 都道府県知事は、毎年仲介員候補者十五人以内を委嘱し、その名簿を作成しておかなければならぬ。

2 前項の仲介員候補者は、一般公益を代表する者及び産業又は公衆衛生に関する学識経験を有する者のうちから、委嘱されなければならない。

(仲介員の指定)

第二十四条 都道府県知事は、第二十二条の規定による申立てがあつたときは、前条第一項の名簿に記載されている者のうちから、仲介員五人以内を指定しなければならない。

2 前項の場合において、一の紛争に係る申立てが二以上の都道府県知事になされたときは、当該都道府県知事は、協議により仲介員を指定することができます。

(仲介員の仕務)

第二十五条 仲介員は、紛争の実情を詳細に調査し、事件が公正に解決されるように努めなければならない。

第五章 雜則

(報告及び検査)

第二十六条 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、ばい煙排出者若しくは特定有害物質排出者に対し、ばい煙発生施設の状況、特定施設の事故の状況その他必要な事項の報告を求め、又はその職員に、ばい煙排出者若しくは特定有害物質排出者の工場若しくは事業場に立ち入り、ばい煙発生施設、ばい煙処理施設、特定施設その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪

捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(適用除外)

第二十七条 電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号)第二条第七項に規定する電気工作物又はガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)第二条第二項に規定するガス工作物であるばい煙発生施設又は特定施設において発生するばい煙又は特定有害物質を排出する者については、第七条から第十四条まで、第十六条第二項及び第三項並びに第十八条第二項の規定を適用せず、電気事業法又はガス事業法の相当規定の定めるところによる。

(関係行政機関の協力)

第二十八条 都道府県知事は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対し、ばい煙発生施設の状況等に関する資料の交付その他の協力を求め、又はばい煙による大気の汚染の防止に關し意見述べることができる。

(国の援助)

第二十九条 国は、ばい煙処理施設の整備を促進することにより、大気の汚染の防止に資するため、ばい煙処理施設の設置又は改善につき必要な資金のあつせん、技術的な助言その他の援助に努めるものとする。

(研究の推進等)

第三十条 国は、ばい煙、特定有害物質及び自動車排出ガスの処理に関する技術の研究、大気の汚染の人の健康に及ぼす影響の研究その他大気汚染の防止に関する研究を推進し、その成果の普及に努めるものとする。

(事務の委任)

第三十一条 この法律の規定により都道府県知事の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、政令で定める市長に委任することができる。

(条例との関係)

第三十二条 この法律の規定は、地方公共団体が、指定地域に設置されるばい煙を発生する施設であつて第二条第三項に規定するばい煙発生施設以外のものについて、その施設において発生するばい煙の排出に關し、条例で必要な規制を定めることを妨げるものでない。

第六章 罰則

第三十三条 第十条又は第十四条第一項若しくは第二項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に處する。

第三十四条 第七条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、五万円以下の罰金に處する。

第三十五条 次の各号の一に該当する者は、三十円以下の罰金に處する。

1 第八条第一項又は第九条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

2 第十一条第一項の規定に違反した者

3 第十五条の規定による記録をせず、又は虚偽の記録をした者

4 第二十六条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

5 第二十九条第一項の規定による届出をした者

6 第三十一条第一項の規定による届出をした者

7 第三十二条第一項の規定による届出をした者

8 第三十三条第一項の規定による届出をした者

9 第三十四条第一項の規定による届出をした者

10 第三十五条第一項の規定による届出をした者

11 第三十六条第一項の規定による届出をした者

12 第三十七条第一項の規定による届出をした者

13 第三十八条第一項の規定による届出をした者

14 第三十九条第一項の規定による届出をした者

15 第四十一条第一項の規定による届出をした者

16 第四十二条第一項の規定による届出をした者

17 第四十三条第一項の規定による届出をした者

18 第四十四条第一項の規定による届出をした者

19 第四十五条第一項の規定による届出をした者

20 第四十六条第一項の規定による届出をした者

21 第四十七条第一項の規定による届出をした者

22 第四十八条第一項の規定による届出をした者

23 第四十九条第一項の規定による届出をした者

24 第五十条第一項の規定による届出をした者

25 第五十一条第一項の規定による届出をした者

(ばい煙の排出の規制等に関する法律の廃止)

十七年法律第百四十六号。以下「旧法」という。は、廃止する。

(経過措置)

3 この法律の施行の際現に旧法第十二条の規定による実施の制限を受けている者についての第十条及び第十二条の規定の適用については、第十二条中「その届出を受理した日」とあるのは「旧法第十二条第一項又は第十条第一項の規定による届出を受理した日」とする。

4 この法律の施行の際現に旧法第十六条第三項の規定により同条第一項又は第二項の規定を適用しないものとされているばい煙発生施設についての第十四条第三項の規定の適用については、同項中「同項に規定する指定地域となつた日」とあるのは「旧ばい煙の排出の規制等に関する法律第八条第一項又は第十条第一項の規定による届出が受理された日」とする。

5 この法律の施行前に旧法第九条第一項の規定による届出をした者であつて、その届出をした日からこの法律の施行の日までの期間が六十日以内満たないものの当該届出に係るばい煙発生施設についての第十四条第三項ただし書の規定の適用については、同項ただし書中「当該届出が受理された日」とあるのは、「旧ばい煙の排出の規制等に関する法律第十条第一項の規定による届出をした日」とする。

6 この法律の施行の際現に旧法第二十三条第一項の規定によつて委嘱されている仲介員候補者は又は同法第二十四条第一項の規定によつて指定されている仲介員は、それぞれ、第二十三条第一項の規定によつて委嘱され、又は第二十四条第一

その他必要な事項の報告を求め、又はその職員

に、特定施設を設置する者の特定工場等若しく

は特定建設作業を伴う建設工事を施工する者の

建設工事の場所に立ち入り、特定施設その他の

物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、そ

の身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示し

なければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪

捜査のために認められたものと解釈してはなら

ない。

(適用除外)

第二十一条 電気事業法(昭和三十九年法律第百

七十号)第二条第七項に規定する電気工作物又

はガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)第

二条第二項に規定するガス工作物である特定施

設を設置する者については、第六条から第十三

条まで及び前条の規定を適用せず、電気事業法

又はガス事業法の相当規定の定めるところによ

る。

(関係行政機関の協力)

第二十二条 都道府県知事は、この法律の目的を

達成するため必要があると認めるときは、関係

行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対

し、特定施設の状況、特定建設作業の状況等に

関する資料の送付その他の協力を求め、又は騒

音の防止に關し意見述べることができる。

(国の援助)

第二十三条 国は、特定工場等において発生する

騒音及び特定建設作業に伴つて発生する騒音の

防止のための施設の設置又は改善につき必要な

資金のあつせん、技術的な助言その他の援助に

努めるものとする。

(研究の推進等)

第二十四条 国は、騒音を発生する施設の改良の

ための研究、騒音の生活環境に及ぼす影響の研

究その他騒音の防止に関する研究を推進し、そ

の成果の普及に努めるものとする。

(事務の委任)

第二十五条 この法律の規定により都道府県知事の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、市町村長に委任することができる。

(主務大臣)

第二十六条 この法律において主務大臣は、特定工場等に關する事項については厚生大臣、農林大臣、通商産業大臣及び運輸大臣とし、特定建設作業に關する事項については厚生大臣及び建設大臣とする。

(条例との関係)

第二十七条 この法律の規定は、地方公共団体が、指定地域内に設置される特定工場等において発生する騒音に關し、当該地域の自然的、社会的条件に応じて、この法律とは別の見地から、条例で必要な規制を定めることを妨げるものではない。

2 この法律の規定は、地方公共団体が、指定地域内に設置される工場若しくは事業場であつて特定工場等以外のもの又は第十四条第一項の規定により指定された区域内において建設工事をして行なわれる作業であつて特定建設作業以外のものについて、その工場若しくは事業場において発生する騒音又はその作業に伴つて発生する騒音に關し、条例で必要な規制を定めることを妨げるものではない。

(深夜騒音等の規制)

第二十八条 飲食店営業等に係る深夜における騒音、拡声機を使用する放送に係る騒音等の規制については、地方公共団体が、住民の生活環境を保全するため必要があると認めるときは、当該地域の自然的、社会的条件に応じて、営業時間に制限すること等により必要な措置を講ずるようしなければならない。

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

(中小企業近代化資金等助成法の一一部改正)

2 中小企業近代化資金等助成法(昭和三十一年法律第百五十五号)の一部を次のように改正する。

第五条ただし書中「汚水の処理施設」を「汚水の処理施設若しくは騒音を防止するための施設」「汚水処理施設又は」を「汚水処理施設」に改め、「ばい煙処理施設」の下に「又は騒音規制法(昭和四十三年法律第号)第二条第二項の特定期場等において発生する騒音を防止するための施設」を加える。

第二項の規定による命令に違反した者は、五万円以下の罰金に處する。

第三十一条 第七条第一項、第八条第一項若しくは第十四条第一項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三万円以下の罰金に處する。

第三十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對して各本条の罰金刑を科する。

第三十三条 第十条、第十一条第三項又は第十四条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、一万円以下の過料に處する。

附 則

